

## ○山梨県交通巡視員の服制に関する訓令

平成6年12月26日

本部訓令第23号

改正 平成14年9月本部訓令第15号

平成28年3月本部訓令第3号

令和7年7月本部訓令第16号

山梨県交通巡視員の服制に関する訓令（昭和45年山梨県警察本部訓令第1号）の全部を改正する。

### （趣旨）

第1条 山梨県交通巡視員（以下「交通巡視員」という。）の服制については、交通巡視員の服制に関する規則（昭和45年国家公安員会規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

### （服制の遵守及び端正な服装の保持）

第2条 交通巡視員は、規則、この訓令等に定める服制を遵守するとともに、端正な服装の保持に努めなければならない。

2 所属長は、常に交通巡視員の服制及び端正な服装の保持に配意するとともに、部隊として行動する場合は、服装の斉一を期さなければならない。

### （服制）

第3条 交通巡視員の服制は、別表のとおりとする。

### （服装等）

第4条 交通巡視員は、勤務中は、制服、制帽、制服用ワイシャツ、制服用ネクタイ、白手袋及び靴を着用し、交通巡視員章、識別章及び交通腕章を着装し、警察手帳及び警笛を携帯しなければならない。ただし、第8条から第10条までに規定する場合は、この限りでない。

2 交通巡視員は、必要があるときは、防寒服、雨衣、手袋及び帽子覆いを着用することができる。

3 交通巡視員は、季節的条件により、ベストを着用しないことができる。

### （活動服の着用）

第5条 交通巡視員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、制服、制帽及び制服用ネクタイに代えて活動服、活動帽及び活動ネクタイを着用することができる。

- (1) 日直勤務に従事する場合
  - (2) 留置業務に従事する場合
  - (3) 交通取締り用自動車等に乗車し、又は警察用航空機に搭乗して勤務する場合
  - (4) 若干の混乱が予想される治安警備実施に従事する場合
  - (5) 災害警備実施に従事する場合
  - (6) 前項に掲げる勤務等に準ずる場合であって、活動服、活動帽又は活動ネクタイを着用することが適当であると所属長が認める場合
- (着用期間)

第6条 被服の着用期間は、山梨県交通巡視員被服及び代料支給規則（昭和45年山梨県公安委員会規則第1号）第2条第1項に規定する使用期間のとおりとする。

2 警察本部長（以下「本部長」という。）は、必要があると認める場合は、前項の着用期間を変更することができる。

（交通切符収納かばんの携帯）

第7条 交通巡視員は、勤務の性質により、必要がある場合は、交通切符収納かばんを携帯するものとする。

（服装の一部省略）

第8条 交通巡視員は、室内で勤務する場合は、制帽及び活動帽を着用しないことができる。

2 交通巡視員は、所属長が受傷事故防止上必要があると認める場合は、制帽又は活動帽に代えてヘルメットを着用するものとする。

3 交通巡視員は、冬服又は合服の着用期間において、制服上衣若しくは活動服を着用して勤務する場合又は室内で勤務する場合には、制服用ワイシャツに代えて白色ワイシャツ（無地のものに限る。）を着用することができる。

4 交通巡視員は、所属長が指示した場合を除き、冬服又は合服の上衣を着用せず、制服用ワイシャツで勤務することができる。

（私服の着用）

第9条 交通巡視員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、私服を着用することができる。

- (1) 所属長が、特に必要と認めて私服の勤務を命じた場合
- (2) 傷病その他特別の理由により、所属長の承認を得た場合

(音楽隊員の服制)

第10条 山梨県警察音楽隊員の服制は、山梨県警察音楽隊の運営等に関する訓令（昭和37年山梨県警察本部訓令第35号）に定めるとおりとする。

(その他装備品の着用又は着装)

第11条 交通巡視員は、街頭において勤務する場合は、警笛つりひもを着装するものとし、勤務の性質及び天候の状況に応じた靴を着用することができる。

2 交通巡視員は、次の各号のいずれかに該当する場合で、所属長の承認を受けた場合は、サングラスを着用することができる。

(1) 警ら用無線自動車、交通取締り用自動車又は交通取締り用原動機付自転車に乗車し、又は長時間街頭において交通取締りに従事する場合

(2) 眼疾患その他特別な理由がある場合

附 則

この訓令は、平成7年1月1日から施行する。

附 則（平成14年9月30日本部訓令第15号）

この訓令は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月2日本部訓令第3号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和7年7月22日本部訓令第16号）

この訓令は、公布の日から施行する。

別表・図 略